

設備投資や森林管理で 環境価値の創造を ～ J - クレジット制度等について～

平成26年6月19日
九州経済産業局資源エネルギー環境部
環境対策課

1. J - クレジット制度の概要

J-クレジット制度とは

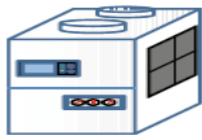
省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量や適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

認証されたクレジットは、売買することができ、購入者は、カーボン・オフセットや「低炭素社会実行計画」の目標達成など、さまざまな用途に活用可能。

また、クレジットの購入代金はクレジット創出者に還元され、さらなる温室効果ガス排出削減 / 吸収の取組や、地域活性化等に活用可能。

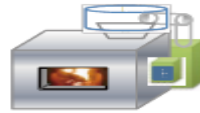
J-クレジット創出者

(中小企業、農業者、森林所有者、自治体等)



ヒートポンプ

省エネ低炭素設備の導入



バイオマスボイラー



太陽光発電



森林管理

植林・間伐等

(メリット) ランニングコストの低減効果+クレジットの売却益等



J-クレジットの購入者

(大企業、中小企業、自治体等)

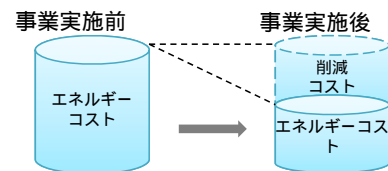
(メリット) 低炭素社会実行計画の目標達成、温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告、カーボン・オフセット、CSR活動等への利用

J-クレジット創出者のメリットは？

J-クレジット制度を活用することで、ランニングコストの低減や、クレジットの売却益、温暖化対策のPRなどのメリットがあります。

ランニングコストの低減

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用により、**ランニングコストの低減やクリーンエネルギーの導入**を図ることができます。



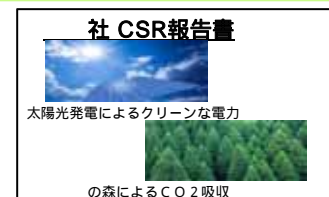
クレジット売却益

設備投資の一部を、**クレジットの売却益**によって賄い、投資費用の回収やさらなる省エネ投資に活用できます。



地球温暖化対策への取組に対するPR効果

自主的な排出削減や吸収プロジェクトを行うことで、温暖化対策に積極的な企業、団体としてPRすることができます。



新たなネットワークの構築

クレジットの創出やクレジットの売買を通して新しいネットワークの構築につながります。

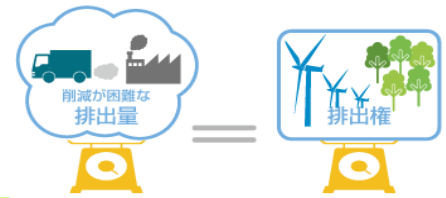


クレジット活用者のメリットは？

入手したクレジットはカーボン・オフセットへの活用や低炭素社会実行計画の目標達成、温対法での活用などが可能です。

カーボン・オフセットなどへの活用

環境への貢献をPRし、企業や製品の差別化、ブランディングに利用可能です。



低炭素社会実行計画の目標達成のための活用

2020年のCO₂削減の数値目標を設定した低炭素社会実行計画の目標達成に利用可能です。



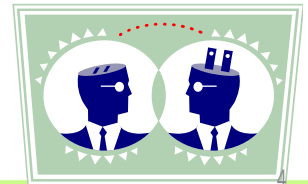
温対法での活用

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の調整後CO₂排出量の報告に利用可能です。



省エネ法での活用

省エネルギー事業によるクレジットをエネルギーの使用合理化に関する法律（省エネ法）の共同省エネルギー事業の報告に利用可能です。



J - クレジットが発行されるまで

クレジットの認証・発行までには、プロジェクトの登録とモニタリング（削減量や吸収量を算定するための計測等）の2つのステップがあります。

1. プロジェクトの登録

1-1 プロジェクト計画書の作成 作成支援を受けられます

「どんなCO₂排出削減/吸収事業（省エネ設備の導入、森林管理等）を実施するか」を記載した計画書を作成します。
注）「方法論（排出削減等技術ごとに排出削減量等の算定方法を規定したもの）」がない場合は、新しく方法論を策定する必要があります。

1-2 審査機関によるプロジェクト計画書の審査 審査費用支援を受けられます

「プロジェクト計画が本制度の規程に沿っているか？」を専門機関に事前確認してもらいます。

1-3 プロジェクト計画登録申請

有識者委員会に諮り、国が正式にプロジェクトを登録します。

2. モニタリングの実施

2-1 モニタリング報告書の作成 作成支援を受けられます

実施者（企業）が国に登録されたプロジェクト計画に基づき、排出削減量/吸収量を算定するための計測や実績を記録した「モニタリング報告書」を作成します。

2-2 審査機関によるモニタリング報告書の検証 審査費用支援を受けられます

「モニタリング方法等が本制度の規程に沿って行われているか」を審査機関に事前確認してもらいます。

2-3 クレジット認証申請

クレジットの認証・発行

有識者委員会に諮り、国がクレジットを認証・発行します。

J-クレジット制度の原則

環境価値のダブルカウントの禁止

- 1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告することはできない。

国際規格への準拠

- ISO14064-2(プロジェクトレベルでの排出削減・吸収量の算定・報告に関する国際標準)及びISO14064-3(温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準に準拠した制度)。

追加性

- J-クレジットとして認証される排出削減・吸収量は本制度が存在しない場合に対して追加的な排出削減・吸収が実現されたものであること。

6

J-クレジット制度の対象

プロジェクト実施者

- プロジェクト実施者に制限は設けない。

プロジェクト

- 排出量の削減又は吸収量の増大に資する取組であって、平成25年4月1日以降に実施されるもの。

認証対象期間

- 排出削減プロジェクトの認証対象期間の開始日は、プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。

J-クレジットの保有者

- J-クレジットの保有者に制限は設けない。

7

プロジェクトについて

8

J-クレジット制度の対象となるプロジェクトについて

プロジェクト

温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガス吸収量の増大をもたらす活動のこと。

登録要件

日本国内で実施されること。

平成25年4月1日以降に開始されたものであること。

追加性を有すること。

原則として、設備の投資回収年数が3年以上であること又はプロジェクトの実施前後でランニングコストが増加すること。

方法論に基づいて実施されること。

妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。

(森林管理プロジェクトのみ) 持続性担保措置が取られ、適切な認証対象期間が設定されていること。

その他本制度の定める事項に合致していること。

9

方法論

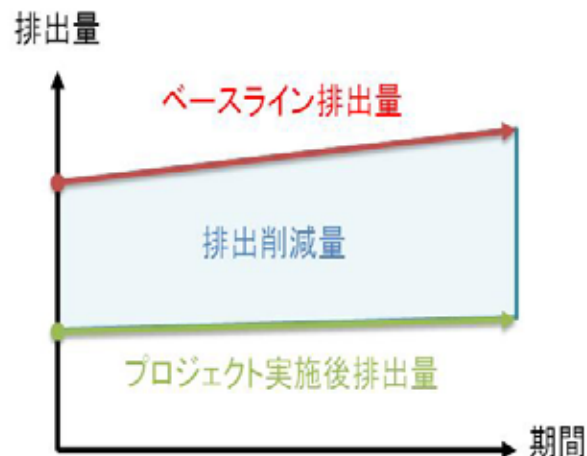
排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの。

方法論の分類

- **エネルギー分野 (EN)**
 - ✓ **省エネルギー等分野 (EN-S)**
化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO₂を削減する分野。
 - ✓ **再生可能エネルギー分野 (EN-R)**
化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO₂を削減する分野。
- **工業プロセス分野 (IN)**
工業プロセスにおける化学的又は物理的变化により排出される温室効果ガスを削減する分野。
- **農業分野 (AG)**
農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野。
- **廃棄物分野 (WA)**
廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。
- **森林分野 (FO)**
森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

基本的な考え方

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量との差が排出削減量となる



10

国による支援施策

- 「J-クレジット制度認証委員会」への申請(認証申請を含む)が見込まれる中小企業等を対象にプロジェクト計画(モニタリング報告書)の作成支援を無料で行います。

《留意事項》

- J-クレジット制度においては、事業開始時に買い手が決まっていることは必須条件ではない
- 中小企業の温暖化対策の推進という観点から、支援対象は、中小企業基本法第2条に定める中小企業者とする。なお、**温対法の報告対象事業者であっても、上記の中小企業者は支援の対象とする。また、自治体については、1自治体につき1度に限り支援を行う。**
- ソフト支援事業の対象は、**年間排出削減見込み量が30トン以上**の事業者とする。
(30t-CO₂ = 約6万kwh = 3家庭分の年間電気使用量 = 原油換算12,000リットル = 180缶(1缶200リットル))
- **一事業者、一方法論について一度のみ**
(同一事業者が、同一方法論を用いて別の事業を行う場合は、2つ目以降の事業計画作成は支援なし。)
- **森林関係のプロジェクトは本委託では対象外。**環境省側のソフト支援事業が対象とする。
- モニタリング報告書の作成支援及び検証(実績確認)の費用支援は、一事業につき8年間()を通じて一度のみの支援とする。(8年間はクレジットの期限が切れる2020年までの期間)

12

2. どんぐりポイント制度

～カーボンフットプリントを活用した
カーボン・オフセット制度～

CFPを活用したカーボン・オフセット 認証事業の取組

カーボンフットプリント（CFP）制度とは

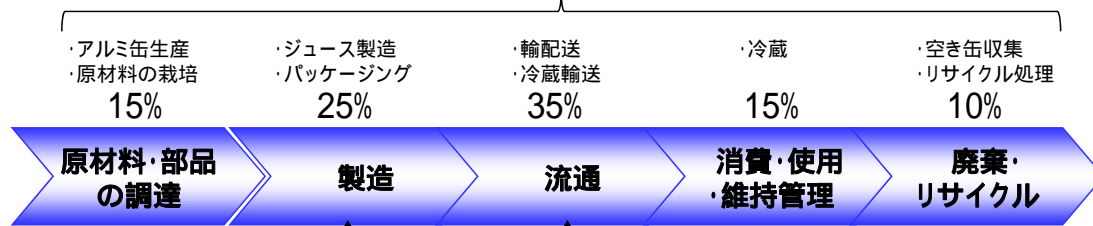
カーボンフットプリント制度とは、商品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスを二酸化炭素の排出量に換算して「見える化」する仕組みの一つ。

事業者・消費者双方が温室効果ガス削減に向けた行動をするため、一定のルールに基づいて算出した数値（物差し）。

事業者にとっての意義

CO₂数値を表示できる高レベルの
サプライチェーン管理（トレーサビリティ）のアピール

カーボンフットプリントのイメージ（例：缶飲料）



温室効果ガスの削減効果が大きい部分を把握



注：数値は全て仮定

消費者にとっての意義
= 環境調和型の消費行動のためのシグナル

事業者間を超えた最適化 「ムダの見える化」

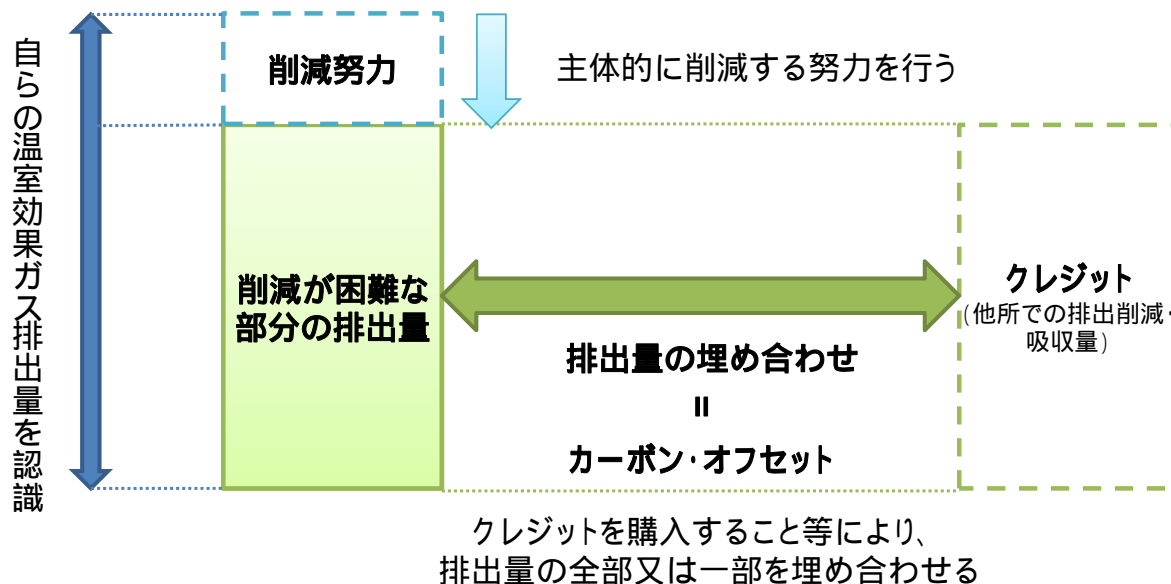
（事例）

CFPを算定したところ流通での排出割合が高いことが判明。配送ルートを見直し、鉄道輸送の利用を推進すること（モーダルシフト）でコスト削減と共にCO₂排出量削減を実現。

カーボン・オフセットとは

【カーボン・オフセットの定義】

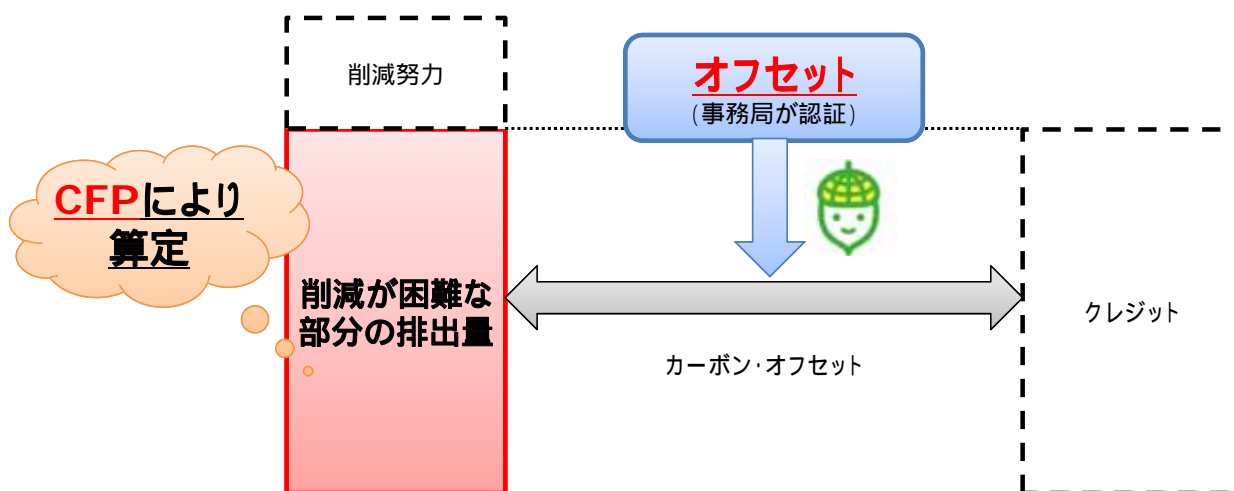
市民、企業、NPO / NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することや他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる。



16

カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度

経済産業省では、製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量であるカーボンフットプリント(CFP)を算定した事業者が、別途取得した同量のクレジットにより埋め合わせ(カーボン・オフセット)を行ったことを事務局が認証し、製品等に認証マーク(どんぐりマーク)を貼付する事業を実施しています。



CFPを活用したカーボン・オフセット製品の認証

カーボン・オフセット製品等であることを国が認定し、どんぐりマークを目印とすることで、消費者に対して環境貢献をより強くPRできます。

どんぐりポイント制度

18

消費者への訴求力を高める価値

製品サービスを通じたエコの取組みを見える化、深める3ステップ

【CFP】CO₂排出総量を算定する



CFPマーク



環境負荷(CO₂排出量)を定量化することで、企業と消費者の間でCO₂削減に対する「気づき」が生まれます。

【オフセット】排出したCO₂をゼロにする



どんぐりマーク



カーボン・オフセットによって、CO₂排出量を相殺することで商品の環境価値が更に高まります。また、クレジットの活用(購入)が進めば、他者のCO₂削減の後押しにもなります。

【どんぐりポイント】買って集めて支援する



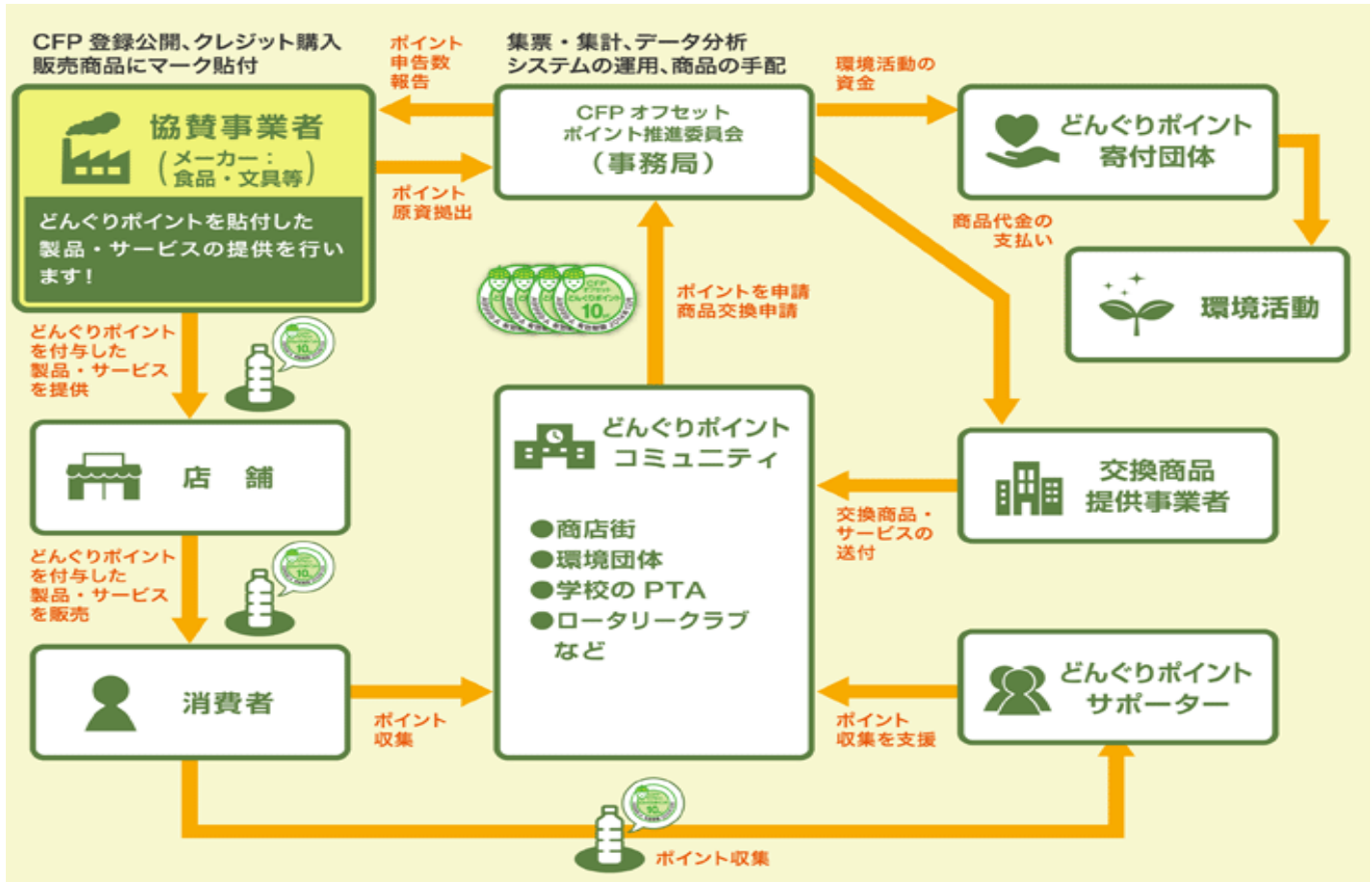
どんぐりポイントラベル

「製品を購入すると売上の一部が環境保護活動に活用される」ことや「ラベルを集めると、地域社会に貢献できる」といった、新たな価値を付与することができ、より販売推進につながる事が期待されます。

19

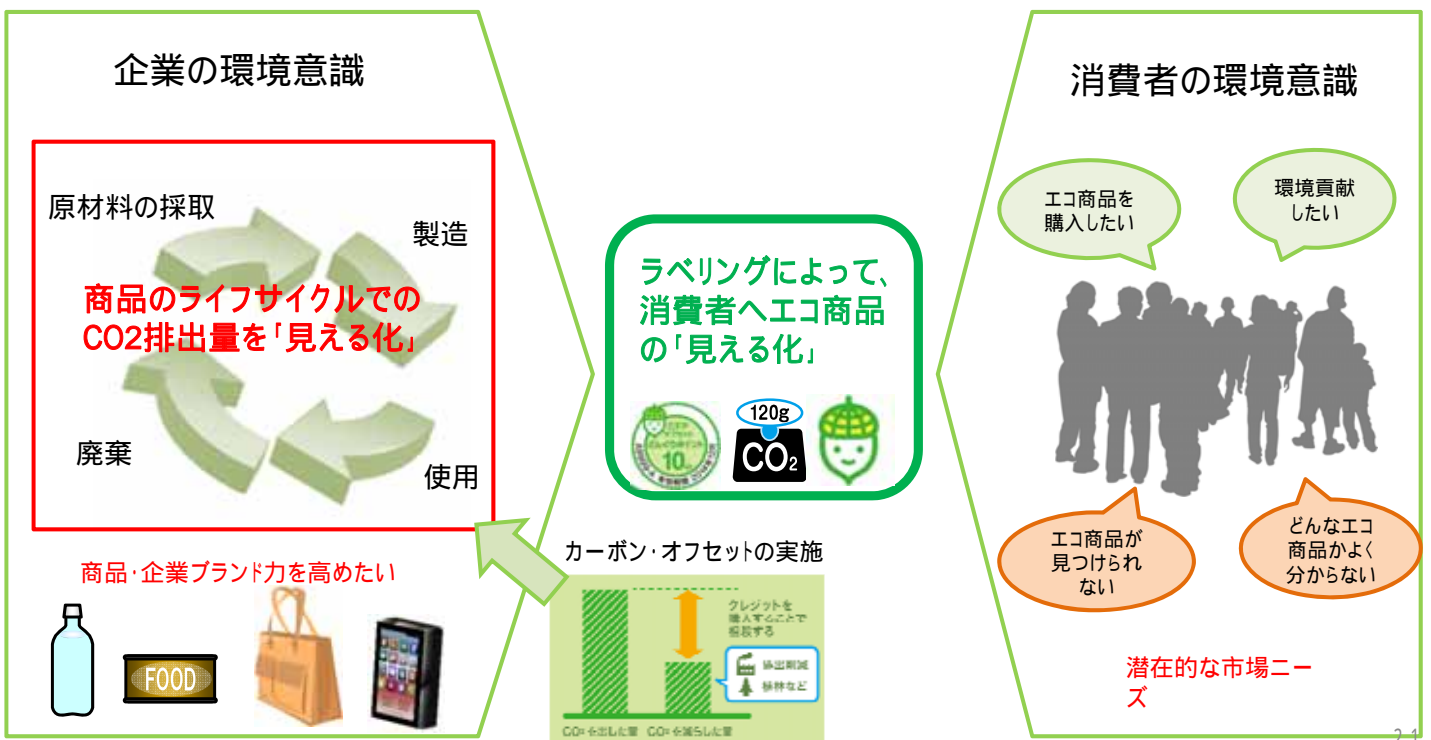
どんぐりポイント制度の概要

協賛事業者が発行したポイントを「どんぐりポイントコミュニティ」が収集し事務局に送付することで、環境に配慮した交換商品や環境活動への寄付に使えます。



< 背景 > 環境ラベルが企業と消費者の環境意識をつなげる

ラベリングは企業の環境意識を「見える化」し、環境配慮型商品(エコ商品)であることを消費者へ「見える化」するもの。エコ商品への潜在的な市場ニーズへの確に訴求し、企業・商品ブランド力の向上と収益拡大を図ることが可能です。



ご清聴 ありがとうございます

ご迷惑をおかけしますが、節電にご協力をお願い致します。

